

絆が希望を創り出す

～無縁の時代の絆を問う～

毎年、12月4日～10日は人権週間です。福智町でも、この「人権週間」が、毎日考える「人権習慣」のきっかけとなるように人権講演会を開催します。人が生まれながらに持つ「生きる権利」そして「人権」。ぜひこの機会に、人権問題に対する正しい理解と知識を深めてください。

講師 **奥田 知志** さん



滋賀県大津市生まれ。関西学院大学神学部大学院修士課程卒業後、西南学院大学神学部専攻科卒業。平成2年、東八幡キリスト教会牧師に就任。同年よりホームレス支援団体 北九州越冬実行委員会に参加。事務局長就任。平成12年、同団体がNPO法人北九州ホームレス支援機構として改名・設立、理事長に就任。平成21年3月と平成24年4月にNHK「プロフェッショナル 仕事の流儀」に出演ほか

人権週間 (12月4日から10日まで)

全世界共通の達成すべき基準として、1948年(昭和23年)12月10日の第3回国際連合総会で、基本的人権を守る「世界人権宣言」が採択されました。その2年後、この採択の日を「人権デー」と定めたのが「人権週間」の起りです。わが国では、昭和24年から法務省と全国人権擁護委員連合会が「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定めています。



日時 **11月15日** 18:30 開場 19:00 開演
場所 **地域交流センター**(福智町伊方4480-1)
☎ 人権・同和対策課 ☎ 22-7764 / ほんのぼの館 ☎ 22-6290



太陽光発電システム 設置費用を町が助成

最大 10万円

町では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO2)の排出量を削減するため、住宅に太陽光発電設備(以下「システム」と省略)を設置する人に対して経費の一部を補助します。家庭から出るCO2の削減と環境にやさしい住宅の普及を進めます。ぜひこの制度を利用してください。

対象機器 住宅用太陽光発電システム

補助額 1キロワット×25,000円(最高10万円)
※予算の範囲内で、先着順で助成します。

対象者 次の①～④に全て該当する人

- ① 町内に住み、住宅にシステムを設置し、また、システムが設置された住宅を購入する人。
- ② 福智町公共料金を完納している人。
- ③ 同一住宅および補助事業者が、過去に当補助金を受けていないこと。
- ④ 平成24年4月以降にJPEC(太陽光発電普及拡大センター)へ補助金の申請をした人。

申請方法 補助金交付申請書に必要な書類を添えて本庁住民課環境衛生係に提出

☎ 住民課 環境衛生係 ☎ 22-7762

太陽光発電システム

太陽光の光りを電気に変換するシステムで、発電時に地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを排出しません。発電した分だけ電気代を節約でき、発電した電気が余った場合は電力会社に売却することができます。



電気をつくる、電気をわける。
住宅用太陽光発電システムの
設置費用を町が助成します。

